

される老齢特別手当 (allocation spéciale de vieillesse) と、基礎年金が一定額に満たないときに支給される年金加算 (majoration, allocation supplémentaire) とに分かれる。また一定所得以下の寡婦（夫）に支払われる寡婦手当(allocation de veuvage) (55歳未満)，振替年金(pension de réversion)がある。

### 2.3. 年金制度全般に共通する問題

#### ① 少子化・高齢化による影響

フランスは、先進国の中では高齢化の進行が比較的緩やかではあるものの、やはり社会保障財政は例外なく高齢化による影響を受けており、90年代初頭より数回に渡って、満額年金の受給に必要な期間の延長、平均所得の算定基礎の変更など、財政調整のための年金改正を行ってきた。少子化・高齢化の進行が比較的遅い反面、フランスでは早期退職による年金受給開始年齢が他国と比較して相対的に低い<sup>5</sup>ということが、年金制度の人口構成（現役人口と年金受給人口の比率）に悪影響を及ぼしている。2000年5月に首相の諮問機関として設置された年金調整会議 (Conseil d'orientation des retraites "COR" 下記参照) の予測では、現行制度のままで年金給付にかかる費用は2000年から2040年の間に国内総生産 (PIB) の12,6%から16,7%に膨れ上がり、支給開始年齢の引上げのみで調整するならば2040年までに67歳にする必要があり、保険料での調整ならば+9,2%で34,9%の率が必要となると試算している。

図表：フランスの人口高齢化予測

	2000	2020	2040
60歳以上人口	38%	53%	73%
20歳～59歳人口			

« Retraites et prévoyance d'entreprise 2005-2006 » *Mémento Francis Lefebvre* ; p. 889

<sup>5</sup> 70年代に失業率が上昇したため労働市場からの早期引退を促進する政策が採られた。現在、55歳～64歳までの人口の活動率は37%であり、同年齢層の失業率が9%だということを勘案すると、雇用率は34%である。60歳～64歳では雇用率は10,1%である ("La protection sociale en France", p. 83)。

## ② 世論の重み

年金の問題は国民にとって重要な関心事であり、制度改革を行うにあたって、世論は非常に大きな影響力を持つ。例えば年金額の引き下げには、国民の強い反発があり、改正措置が国民に受け入れられなければ大規模ストなどにより阻止されることもしばしばである。国民の約半数が、将来、年金受給者の生活水準が悪化すると考えており、特に女性と被用者が悲観的な見方をしている。対照的に管理職、及び自由業など、比較的高所得者層は楽観的な見解を示しており、将来の年金生活者は今よりも状況がよくなると考えている<sup>6</sup>。世論は老後の生活を保障するため、加入期間の延長、引退年齢の延期、保険料負担の増額などには比較的理解を示しているが、年金額の減額には強い抵抗を示している。又、調査によれば半数近くの人が、賦課方式による公的年金制度に加えて、追加的な積立方式による個別年金の創設を望んでいることを示していた<sup>7</sup>。言い換えれば国民は老後の所得保障のために、現在の負担を増やすことに理解を示しており、むしろそれを望んでいるとも言える。ここでは、日本のような年金不信による拠出拒否というような反応はあまり見られないが、これは福祉国家としての国家への信頼が潜在的に存在するのか、社会保障拠出金が税金と同様に厳しく徴収されるからか。また、留意すべきことは、フランスでは年金受給権を得るために必要な加入期間はなく、1 四半期でも加入期間があれば理論上、受給権が発生する（ただしこの場合は年金額が非常に少ないため、一時金の形で支払われる）。年金の受給開始可能年齢（âge minimum）は 60 歳<sup>8</sup>、満額年金(retraite au taux plein)が無条件で受給できる年齢は 65 歳となっている<sup>9</sup>。

## ③ これまでの主な年金制度改正

1993 年、バラデュール首相の下で一般制度（被用者年金）に幾つかの重要な修

---

<sup>6</sup> Montalembert op.cit., p. 84

<sup>7</sup> ibid.

<sup>8</sup> 若い年齢で働き始めたために 60 歳以前で 40 年以上の拠出期間があるなど、一定の条件を満たす場合、60 歳以前に受給を開始できる。

<sup>9</sup> ここでも、受給開始年齢同様に、65 歳未満でも長期の拠出期間があるなど一定の条件を満たしている場合は 65 歳未満でも満額年金が受給できる。「満額」というのは、年金額の計算の際に用いる「賃金代替率」が最高の 50%であることを示し、65 歳未満で年金受給を開始した場合、この乗率が下がる。

正が加えられた：

- ・ 65 歳以前でも満額年金を受給できるための加入期間が 2003 年までに、150 四半期（37,5 年）から 160 四半期（40 年）に延長された。
- ・ 年金額の算定基礎となる平均賃金が、2008 年までに段階的に、最も賃金の高かった 10 年間から、最も賃金の高かった 25 年間の賃金へと変更された（結果的に年金額の引下げに値する）
- ・ 賃金算定における賞与額、及び年金額の再評価は、物価指数ではなく、賃金上昇率によって行われる。

ジョスパン政権下では、1998 年から 1999 年にかけて労使代表、内閣代表、年金基金代表者などが参加し、年金の行く末に関する大規模な協議が行われた末、1999 年に「年金準備基金」(Fonds de réserve des retraites) が設置され、租税などから財源を投入し賦課方式年金の存続を確保することとなった。

2003 年 8 月 21 日法は、特別制度を除く全ての制度に関する初めての重要な制度改革を行った。改革の主な内容は、年金の満額受給に必要な加入期間（現在 40 年<sup>10</sup>）を徐々に延長すること、これを公的部門の就労者にも適用することなど、公的部門の年金制度と民間部門との整合性を図ることであった。この改正により、COR(年金調整会議)の試算によれば平均年金受給開始年齢が公的部門では 1945 年以降に生れた世代の引退年齢を 2 年～2,5 年近く引上げられることとなり、引退を決める年齢に関する心理的影響としては公的部門の就労者の 50%，民間部門では 30% に働くであろうと予想されている<sup>11</sup>。

## 2. 4. 商工業・手工業自営業者の年金制度

上に述べたとおり、フランスの年金制度は職域別に細分化されており、それぞれの制度は独自の管理運営組織によって運用されている。自営業者に関しては、これまで 4 つの独立した基金による運営がなされていたが、2005 年の組織改革により、商工業と手工業の年金基金①と②が統合され、本年(2006 年)1 月より、

<sup>10</sup> 2003 年改正より、年金の満額受給のための加入期間は、当該期間と平均受給期間との割合が 2020 年まで同じであるよう、計算されることとなっている。(Mémento Francis Lefebvre « Retraites et prévoyance d'entreprise 2005-2006 »; p. 45)

<sup>11</sup> Montalembert, op. cit., p. 86

一つの制度（自営業者の社会保障基金 Régime Social des Indépendants (RSI)）

となつた：

- ① 商工業自営業者年金基金(ORGANIC)  
② 手工業自営業者年金基金(CANCAVA)  
③ 自由業者年金基金 (CNAVPL)  
④ 弁護士年金基金 (CNBF)
- } + 医療保険基金(CANAM)の3基金が統合,  
2006年1月より「自営業者の社会保障基金」  
(RSI)となつた

このうち、①と②は被用者を対象とした一般制度にルールが非常に接近しており、  
③と④が強い独自性を保っており、財政的にもゆとりがあると言われている。

図表：自営業者の年金制度と加入者数

自営業者	基礎年金制度	補足年金制度
農業自営業者	農業共済組合 (MSA) 1 800 000	強制加入の補足年金 2002年3月4日法
手工業自営業者	CANCAVA (730 000)	} → RSI
商工業自営業者	ORGANIC (510 000)	
自由業者	CNAVPL・CNBF (弁護士) (不明)	

“La protection sociale en France”, *Les notices de la documentation Française*, p. 79

商工業自営業者・手工業自営業者の年金の主な特徴：

- 適用範囲：商業登記簿に登録される職業活動を営む全ての者（被用者・船員を除く）、又は職業税 (taxe professionnelle) を課税される個人事業主、及び政令で定める職業の者（新聞売りキオスク、占い師、コインランドリー経営者など、小規模事業主など）；職業目録 (Répertoire des métiers) に記入されている職業を営む者、またはそのような事業の共同出資者；管理者で被用者ではない者；当該事業活動に実際に関わっている家族の者。
- 一般制度 (régime général) とほぼ同規定
- 強制加入の基礎的年金(régimes de base)+強制加入・任意加入の補足年金 (régimes complémentaires)
- 基礎的年金の保険料：法定控除前の所得税の課税事業所得（上限と下限が定められている）に 16,45% の保険率を乗じた額

- ・ 支給開始年齢：60 歳；満額年金受給年齢：65 歳（又は一定以上の加入期間）
- ・ 年金給付：加入期間のうち、最も高所得の 25 年（当初 10 年であったため、経過措置がある）の所得から「平均所得」を算定し、次の計算式を用いる：[平均所得 × 年金率（満額で 50%）× 加入期間（四半期で換算）/基準期間(150～160 四半期=37.5～40 年)]
- ・ 満額（50%）の年金受給権がある場合には年金に下限(pension minimale)と上限 (pension maximale) が設けてあり、平均所得に関わらず適用される。（満額最低年金は月額約 7 万 5 千円（年額 6,402 ユーロ），最高額は月額約 17 万円（年額 14,592 ユーロ）。
- ・ 補足制度（強制加入；2003 年に導入）：課税事業所得に 6,5% を乗じた保険料を財源とし、年金額は拠出期間に応じた点数 (points) に、一点あたりの額を乗じた金額となる。（自由業者の場合は、基礎年金も点数制となっている）。
- ・ 商工業自営業者制度の中での人口構成：2004 年の人口構成では、受給者 1 人当たりに 0,73 人の現役者となっており、受給者よりも現役者のほうが少ない人口構成となっている。1998 年から 2004 年にかけて加入者数は 11,40% 増加しており、このうち年金受給者の増加率が 6,17% に対し、現役加入者の増加率が 14,48% となっているため、2001 年以降、人口構成は改善している。（1994 年～2001 年この比率は約 6,8% と低かった）<sup>12</sup>

## 2. 5. ORGANIC のインタビューでの主要な論点：

- ・ 日本の問題との比較で、未納・未加入問題は存在するかについて：  
→フランスでは 1984 年以降、起業した場合に 3 ヶ月以内に「企業登録機関」(Centre de formalité des entreprises EDI- CFE；現在ではコンピュータ化) という機関に登録することが義務づけられており、商工業者も手工業者も登録を行う必要がある。CFE では税・社会保障上の手続きが全て集権的に管理されており、営業上必要となる「社会保障費納付済証明書」の発効も行うため、加入漏れは 1% 未満（実質的には閑業者のみ）である。稀に税務監査の際に加入漏れが発覚する場合があり（事業を行っているという認識がない零細事業所など），原則的には罰

---

<sup>12</sup> ORGANIC, Rapport d'Activité 2004, « Les fruits de la réforme », p. 12

則・遅延金が課されるが、悪意がなければ罰則は減額される。

- ・年金制度の一般化が職域による細分化を進めた要因について：

→第二次大戦後に年金制度の一本化が試みられたが、主に自営業者から強い反発にあり、実現できなかった。これは起業家・自営業者が被用者と同じ制度に入らされることを警戒し、独自の制度を保持することに固執したからである。このことにより、独立した多数の職域保険が併存する体制が生まれた。しかし 1966 年の会社法改正により、有限責任企業への移行が奨励され一般制度に多数の加入者が流入したことと、産業間の格差により制度間に財政的不均衡が生じた。このような制度間の人口構成的、財政的不均衡を是正するため、制度間の財政調整(compensation)が 1974 年より実施された。

2005 年現在、財政赤字を免れているのは被用者の一般制度のみであり、財政調整の核となっている。このような財政調整は一般制度の加入者（被用者）が急激に増加したことと、自営業の子の世代が多数被用者となっているということから、国民連帯・世代間連帯として十分に正当化できる。ただし、このように被用者制度から自営業者の年金制度に向けて財政調整が行われていることは、被用者に特に知らされていないため、一般にはあまり知られていない<sup>13</sup>。ORGANIC の場合、基礎的年金部分の財源の実に 37,11%がこの財政調整に頼っており（保険料は財源は 59,40%），一般制度に非常に頼っている（2004 年のデータ）。

- ・「年金調整会議」 COR (Conseil d'orientation des retraites)について：2000 年 5 月に、労使の代表、議員、および各分野専門家で構成された年金調整会議が首相の付属機関として設置され、今後の年金財政を診断し、経済的、社会的、人口動向的要素を加味して年金への影響を評価し、それに対応することを目的とする。これまでに 2001 年と 2004 年に報告書を出している。
- ・2003 年：強制加入の補足制度が導入された。これは、基金の運営を行う自営業者代表（選挙で選任される）の 80%の同意を得て創設され、事業所得に課される 6.5%の保険料を財源とする。保険料負担の増加はこれまで比較的容易に受け入れられてきている。どちらかと言えば、一般制度（被用者制度）出身者

---

<sup>13</sup> ORGANIC で聞いたこのような話は、しかしこの財政調整が少しづつ一般に知られることとなっており、疑問視され始めているという、前掲注(4) Mémento « Retraites et prévoyances d'entreprise », p.900-901 と矛盾しない。

のほうが自営業者でずっときた人よりも一層、社会保障費用を負担することに対する理解度が高い。

- ORGANIC・CANCAVA・CANAM（商工業・手工業・自由業者の医療保険基金：医療保険に関しては既に一つの機関が行っている）の統合について。2006年より、上記の3つの基金が一つの機関に統合され、「自営業者の社会保障制度」(Régime Social des Indépendants : RSI) となった。これは、企業経営者の社会保障の管理を簡素化し、統一しようとする大きな流れの一環であり、また商工業・手工業自営業者の制度が既に一般制度に非常に接近しており、既に殆どのルールが共通であったことが統合をよりスムーズにした。  
[www.le-rsi.fr](http://www.le-rsi.fr)
- 「目標及び運営に関する契約」(Convention d'objectifs et de gestion)について：フランスの各社会保障制度を運営する主な基金は、1997年～1998年より、政府との間で「目標及び運営に関する契約」(Convention d'objectifs et de gestion)というものを締結することとなった<sup>14</sup>。これらの目的は、正式な書面において、まず運営機関の権限を明確化するとともに、基金が具体的な運営目標を明確に公表することにより、社会保障制度の運営を近代化するとともに、運営の効率化を図ることにある。通常4ヵ年契約となっており、制度運営上の効率化のための目標と、具体的な数値目標を示している。加盟者にとってより透明性を高め、基金側の努力を促すという効果が見られる。ORGANICもこのような契約を国家と締結しており、2002-2005期間に関する契約の中で様々な利用者サービスの改善と共に、管理運営の効率化を目標として掲げており、また保険料の徴収率改善に関する具体的な数値目標をも示している。

### 3. ベルギーの自営業者の年金制度

#### 3. 1. ベルギーの自営業者の公的年金制度

ベルギーの公的年金制度も労働者を対象とする制度から始まり、自営業者に関しては医療保険、年金などを含む社会保障制度が1967年に創設された。被用者

---

<sup>14</sup> 1994年4月24日の第344番政令。COGに関する説明は下記のサイト参照：  
<http://www.senat.fr/rap/I04-057-2/I04-057-28.html>

制度 (*régime des salariés*) の適用を受けない就労者は、農業の自営業者も含めて（ただし公務員を除き）全て自営業者制度(*régime des indépendants*)に加入することとなる。

## II.2. 主な特徴：

受給開始年齢：65 歳（女性は現在 63 歳；ただし 2010 年までに段階的に 65 歳に引上げられている）60 歳から減額して受給可能；受給権取得要件：被用者期間など他制度への加入期間と合算して最低 35 年の加入期間；保険料：事業所得の 15,39%；最低年金：月額 400～600 ヨーロ（6 万円～9 万円程度）

人口の高齢化に伴う社会保障全体の財政難への対応策として、2001 年に「高齢化基金」(Fonds de vieillissement) が創設され、国家予算・社会保障財政で黒字が生じている分野からの財源をプールすることとなった。（この基金に関しては資料検索中）。2020 年までに年金受給者 1 人あたり、1,5 人の現役という割合になるという予想。

## II.3. 主な論点：

- ・ 制度への加入に関しては、フランス同様、起業の際の登録制度があり、一括で管理されているため、あまり問題とならないが、「偽自営業者」が大きな問題となっている（本来被用者制度に加入すべき者が自営業者制度に加入している）。自営業者の年金額は被用者と比較して低額であり（節税対策として事業所得を低く申請する傾向があり），私的年金への任意加入が税制上、奨励されている。
- ・ 補足年金への加入の強制：2004 年の年金改正により、1995 年来、産業レベルで発展してきた補足年金制度が一部強制加入となった。
- ・ 早期退職：現在の平均退職年齢は 57 歳であり、多数の就労者が年金受給開始年齢以前に退職するため財政の悪化を強調している。
- ・ 国民の約 4 割は、公的年金以外に老齢に供えた貯蓄 (Plan d'épargne pension)，又は生命保険への加入などにより、公的年金の不足を補っている。

## 結論：

フランス、ベルギーとも、早期引退・早期退職が人口高齢化の影響を一層深刻化させるという問題を抱えており、就労人生の延長に取り組んでいる。このような一般的な年金制度の財政難への対処法として、目的税の導入や（フランス）、国家予算及び他の社会保障財政からの財源の投入（ベルギー）を行っている。フランスでは自営業者の年金財政は一般制度からの調整に大きく頼っている。

また基礎的年金制度では限界があるという認識が一般化されており、補足年金への強制加入や私的年金への加入を税制措置によって奨励するなどの措置が採られている。

未納・未加入という問題は、事業を行うのに必要な登録制度を利用し、社会保障への加入手続きも一括管理しているため、生じていないが保険料が事業所得を基礎に算定されるため、この正確な把握が問題となる。

## 第3章 イタリアの自営業者年金制度

中益陽子

### 1. はじめに

イタリアの年金制度は、多くのヨーロッパ大陸諸国と同様、被用者を被保険者とする社会保険制度として発展してきた。さらに、全国民を対象とする基礎年金が存在しない。したがって、歴史的経緯からすれば、イタリアにおいて、自営業者は強制年金制度から除外されてきたといえる。しかしながら、現在、自営業者に関する年金制度は強制加入であり、またその規模もかなり大きくなっている<sup>1</sup>。

とくに注目すべきは、自営業者と被用者には、基本的に同じ制度が適用される点である。つまり、自営業者および被用者は、一般強制保険という同一の制度に組み込まれており、保険料および給付に関して同一の仕組みが適用される。また、この保険料および給付の仕組みが、報酬（所得）比例制となっている点もイタリアの年金制度の大きな特徴といえよう。以下、その制度について概観する。

### 2. 管理運営機関

---

<sup>1</sup> 後述の INPS（全国社会保障機関）について 2004 年年間報告書 (Rapporto Annuale 2004) のデータをみると、被用者の年金事業である被用者年金基金への加入者が約 1190 万人であるのに対して、自営業者の年金事業への加入者（後述のように家族従事者を含む）は 770 万人弱である（自営農・折半小作農・借地農・専門的農業事業主 553,259 人、職人 1,892,514 人、商人 1,910,779 人、プロジェクト労働者・専門労働者 3,330,319 人）。なお、ISTAT（国立統計局）の 2005 年第 3 四半期の労働力測定 (Rilevazione sulle forze di lavoro) によれば、2005 年第 3 四半期時点における自営業者数は、596 万 7000 人（農業 50 万 8000 人、工業 144 万 2000 人、サービス業 401 万 7000 人）で、就業者全体の 26.3% を占めている。

イタリア最大の社会保障機関である INPS（全国社会保障機関）が、被用者のための年金事業（被用者年金基金）とともに、自営業者の年金事業（独立事業）も管理・運営している。自営業者の年金事業は、①自営農・折半小作農・小作農・專業的農業事業主、②職人、③商人ならびに④プロジェクト労働者および専門労働者の4つに別れ、それぞれに財政上独立している<sup>2</sup>。

### 3. 被保険者

#### (1) 自営農・折半小作農・小作農・專業的農業事業主

まず、農業関係の自営業者であるが、土地の耕作または家畜の飼育およびこれに類する活動を直接かつ習慣的に行う自営農、折半小作農および小作農、および、こうした土地の耕作や家畜の飼育等を当該土地で習慣的にかつ主として自らの労働力を用いて行う家族（被保険年齢に達していない者および両親、ならびに、4親等以上の親族は除く）、ならびに、こうした農業活動に従事する時間と農業による所得が全体の50%以上（山岳地帯および不毛地帯は25%以上）の農業事業主（組合員の財産やサービスをこうした農業活動のために直接にまた主として用いる場合には、農業事業主の協同組合および連合体も含む）で14歳以上の者が被保険者となる。

以上の主体は、農業事業主としてINPSへ登録しなければならない。また、自営農、折半小作農および小作農は、労働者として労働社会政策省へ登録しなければならない。

#### (2) 職人

次に、職人は、手工業事業の経営者および共同経営者、ならびに、習慣的にかつ主として自らの労働力を用いて当該企業で働く家族（配偶者、

<sup>2</sup> このほか、自由専門職については、被用者か自営業者かを問わずに、就業者を取り込んでいる。公証人、医師(ENPAM)、弁護士(法曹金庫)、商学博士、エンジニア・建築士(INARCASSA)、獣医(ENPAV)、労働コンサルタント、土地測量士、薬剤師(ENPAF)、会計士などがこの例である。また、自由専門職とは異なるが、歴史的な経緯から、生物学者、保母についても独自の金庫が存在する。

子、直系の孫、尊属、兄弟姉妹。ただし、共同経営者、従属労働者または見習労働者を除く)で15歳以上の者が被保険者である。

ここでいう手工業とは、①技術的または一般的性質を有する財の生産またはサービスの提供を目的とし、②事業所有者自身の、また場合によっては家族の専門的ないし肉体的労働によって組織実行され、③事業所有者が、全企業責任を負い、指揮運営に伴うすべての負担および危険を引き受けるものである。

手工業事業の経営者は、商工農会議所のもとに設置された県の職人委員会に対し届出をなし、所定のリストに登録しなければならない。

### (3) 商人

商人の年金事業には、商人、習慣的にかつ主として自らの労働力を用いて当該事業内で働く家族(配偶者、子、直系の孫、尊属、兄弟姉妹・ただし、従属労働者あるいは見習労働者を除く)、商業補助者(商業エージェント・代理業者、仲買人および仲介業者)、および、商人に関する疾病保険の適用を受けるその他の主体で15歳以上の者が加入する。

商人として、強制保険の適用を受けるには、①従業員数の如何に関わらず、もっぱら自己および家族(両親および3親等以内の親族)の労働によって組織ないし管理された事業の所有者もしくは経営者であること、または、補助のために販売所に配属された家族であること、②全企業責任を負い、運営に伴うすべての負担および危険を引き受けること、③習慣的にかつ主として自ら企業労働に参加すること、④法律あるいは規則よって定められた許可証あるいは免許証を所有していること、ないしは、リスト、登記簿または徴税簿へ登録していることが必要である。

### (4) プロジェクト労働者および専門労働者

自営業者に関する第4の年金事業には、性質の異なる2つの労働者群が含まれる。

第1は、「プロジェクト労働者」と呼ばれる労働者で、主として自ら、従属性の拘束を受けずに、注文主が定め労働者が結果に応じて自立的に運営する1ないし複数の特定の企画、作業計画または作業工程に関連付けうる連携的継続的協働労働を遂行する労働者である。ただし、同一の

注文主との労働関係が年間 30 日を越えず、かつ、当該労働活動の遂行による所得が年間 5000 ユーロを超えない者（偶発的労働者）、ならびに、年間所得が 5000 ユーロを超えない在宅販売者は除く。この類型の労働者は、法的には自営業者であるが、注文主との経済的・社会的な従属性の結びつきを捉えて、俗に「準従属労働者」と呼ばれているものである<sup>3</sup>。

もう 1 つの労働者類型は、「専門労働者」である。こうした労働者として認められるには、①注文主に対し従属性に拘束されず、自らの労働組織を用いて、必要な時間、方法および手段を確立したうえで、自ら活動を遂行していること、②注文主と連携し、恒常的に安定的かつ組織化された行為および行動を行うこと、③事業主としての性質をもたないことが必要である<sup>4</sup>。この専門労働者は、いわゆる自由専門職の労働者である。イタリアでは通常、自由専門職は、独自の年金基金をもっていることが多いが（注 2 参照）、こうした年金基金をもたない年金制度から漏れる自由専門職の労働者が、このカテゴリーに含まれる。

#### 4. 保険料

##### （1）自営農・折半小作農・小作農・專業的農業事業主

農業関係の自営業者については、被保険者の申告した所得を 4 段階の所得区分に当てはめ、これに対応するみなし労働日数を確定し、この労働日数に日収（2005 年で 43.96 ユーロ）を乗じて保険料賦課所得を決定する。保険加入の対象となる家族については、個人所得税（IRPEF）の申告の際に家族分として申告した所得（事業所得全体を一定の基準に従って分割する）に基づき、保険料を賦課する。

農業所得区分 (€)	~232.4	232.41 ~ 1,032.91	1,032.92 ~ 2,324.05	2,324.06 ~
------------	--------	----------------------	------------------------	------------

<sup>3</sup> 企業の取締役や監査役、マンション管理人、新聞や雑誌の共同制作者、企業に対する税金や会計のコンサルタント、債権回収の仲介人、在宅販売人、博士課程在籍者等がこうしたプロジェクト労働者の例である。

<sup>4</sup> ファイナンシャルサービスのプロモーター、旅行業・仲介業従事者などがこの類型に含まれる。

労働日数（日）	156	208	260	312
賦課対象所得（€）	6857.76	9,143.68	11,429.6	13,715.52

保険料率は、年齢および地域によって異なる。

		年齢	
		21歳以上	21歳未満
地域	下記以外	20.3%	17.8%
	山岳地帯・不毛地帯	17.8%	12.8%

## (2) 職人

職人については、個人所得税（IRPEF）に関して申告した前年の所得に対して賦課される。所得が一定の下限（2005年で13,133ユーロ）を下回る場合は、同下限額に基づいて保険料を賦課する。保険料賦課の対象となる所得の上限は1995年より以前に加入した者につき64,402ユーロ（2005年）、1995年以降の加入者につき84,049ユーロ（2005年）である。保険加入の対象となる家族の保険料賦課所得については、農業分野の自営業者の家族に関する取扱いと同様である。

職人に適用される保険料率は、所得および年齢によって異なる（下記表参照、2005年）。保険料率は、将来的には20%への引上げが予定されており、現在は引き上げのための移行期間中である。

		年齢	
		21歳以上	21歳未満
年間事業 所得	€13,133以上€38,461以下	17.2%	14.2%
	€38,461を超え€64,402以下	18.2%	15.2%

## (3) 商人

商人の保険料賦課対象所得は、職人の場合と同じである。

保険料率もまた、職人同様、所得および年齢によって異なるが、保険料率は若干異なる（下記表参照、2005年）。なお、職人同様、商人に関しても20%への保険料率の引上げが予定されている。

	年齢
--	----

		21歳以上	21歳未満
年間事業 所得	€13,133 以上€38,461 以下	17.59%	14.59%
	€38,461 を超え€64,402 以下	18.59%	15.59%

#### (4) プロジェクト労働者および専門労働者

専門労働ないし協働労働によって得た報酬が保険料賦課対象報酬となり、上限は 2005 年で 84,049 ユーロである。

保険料率は、2005 年現在下記の通りである（職人および商人と同じく、20%への引上げが予定されている）。

- ・他の強制保険に加入せず、年間所得が 38,641 ユーロ以下の者は 18%。これを超える所得の者は 19%。
- ・他の強制保険に加入している者、任意保険料やみなし保険料を納付している者、年金通算協定にかかる年金の受給者は 10%。
- ・自らの労働により生じた年金の受給者は 15%。

保険料の納付について、プロジェクト労働者の場合は、報酬が支払われた翌月 16 日までに保険料を納付する。注文主が 3 分の 2、プロジェクト労働者自身が 3 分の 1 を負担し、納付は注文主が行う。

一方、専門労働者は、報酬に社会保険料分を付加した総額表示方式で注文主に額を示し、納付は専門労働者自身が行う。

### 5. 給付

#### (1) 給付の種類

イタリアでは、高齢者に対する給付として、老齢年金のほかに、年功年金 (pensione di anzianità) と呼ばれる手当も存在し、両者は二者択一の関係にある。もともと、年功年金には年齢要件がなく、退職と一定の保険加入期間・保険料納付期間のみを条件に支給されていたため、年齢要件を要求する老齢年金と区別する意義があった。しかし、現在では、年功年金にも年齢要件が導入され、老齢年金と年功年金のいずれを受給するかによって著しい格差が出ないように調整されている。将来的には、年功年金を廃止して新しい老齢年金へ一本化することが予定されてい

るが、全面的な廃止は 2033 年以降とされているため、しばらくは老齢年金と年功年金が並存することになる。

## (2) 受給要件

2004 年の改革によって、老齢年金および年功年金の要件が修正されている。同改革の適用は 2008 年からとされており、下記では現行制度と 2008 年以降の制度の受給要件を併記する。

### (i) 年功年金

改革前の受給要件は、従属労働活動を行っていないことのほか、①58 歳以上かつ保険料納付期間 35 年、または、②保険料納付期間 40 年（年齢は問わない）である。

これが 2008 年以降については、上記①の要件のうち年齢要件を、2008 年に 61 歳、2010 年以降 62 歳、2014 年以降 63 歳に引き上げる<sup>5</sup>。ただし、女性自営業者に関しては、2008 年以降も現行制度の定める要件での受給が可能である。その場合、受給額は、納付した保険料を算定の基礎とする拠出方式による（拠出方式については後述）。

### (ii) 老齢年金

改正前の受給要件は、1996 年 1 月 1 日を境に、それより前にすでに年金制度に加入していたか、それ以降の加入者かで異なる。

まず、1996 年 1 月 1 日以降の加入者（後述の拠出方式の適用を受ける者）が老齢年金を受給するには、従属労働関係を解消していることと年金額が「社会手当」という社会扶助給付の額（2006 年に関して 4580.64 ユーロ）の 1.2 倍を下回らないこと（年齢が 65 歳以上であればこの要件は不要）のほか、①57 歳以上かつ 5 年以上の保険料納付、または、②保険料納付期間 40 年（年齢は問わない）が必要であった。

これが 2008 年以降、①のうち年齢要件に関する部分が、男性 65 歳、女性 60 歳と変更される。なお、女性については、60 歳から 65 歳の間での受給について、より高齢で受給するほど年金額が高くなるという仕組みが残される。一方、男性については、①と②のケースのほかに、③

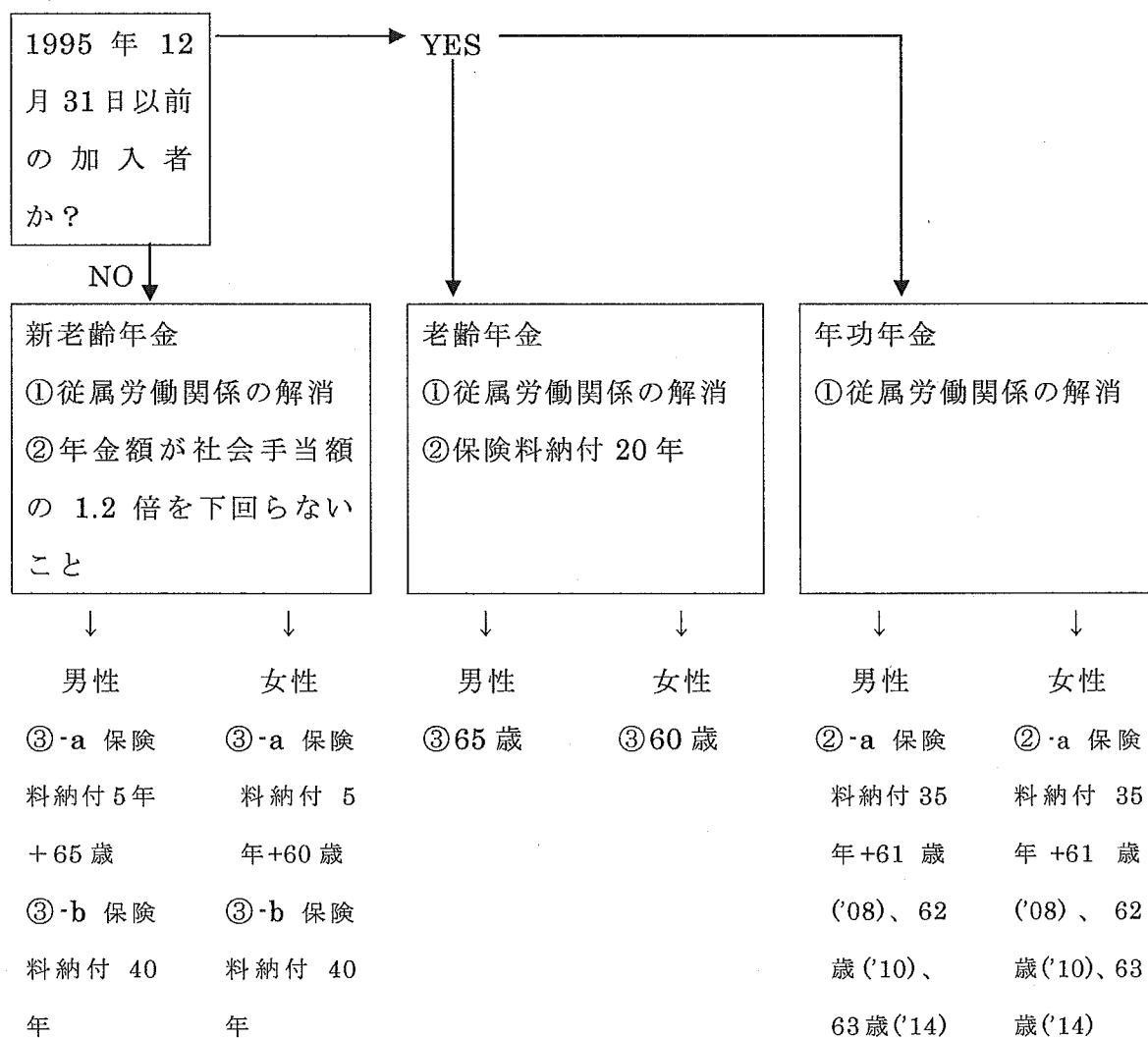
---

<sup>5</sup> 被用者の場合は、①の年齢要件が 1 歳ずつ低い。

一定の年齢（2008 年以降 61 歳、2010 年以降 62 歳、2014 年以降 63 歳<sup>6)</sup>への到達かつ保険料納付期間 35 年以上という第 3 の道が設けられる。

一方、1995 年 12 月 31 日までにすでに自営業活動を開始していた者（報酬方式、または、報酬方式と拠出方式の併用適用である混合方式の適用者。後述）については、従来通りの要件が適用される。すなわち、男性 65 歳、女性 60 歳であること、20 年以上の保険料納付期間・保険加入期間があること、そして、従属労働関係を解消していることである。

#### 2008 年以降の年金受給要件



<sup>6)</sup> 年功年金の場合同様、被用者の場合は、③の年齢が 1 歳ずつ低く設定されている。

③-c 保 険料納付 35年+61 歳('08)、62 歳('10)、63 歳('14)	②-b 保険 料納付 40 年 ②-c 保険 料納付 35 年+58歳	②-b 保険 料納付 40 年 ②-c 保険 料納付 35 年+58歳
---	--	--

### (3) 年金算定方式

年金算定方式には、納付した保険料に基づいて年金額を算定する拠出方式、現役時代の報酬ないし所得に年金額を比例させる報酬方式、および両方式を併用する混合方式がある。

#### (i) 拠出方式

1996年1月1日以降の制度加入者には、拠出方式が適用される。拠出方式では、拠出総額に転換指數を乗じて年金額を算出する。この拠出総額とは、保険料賦課報酬ないし所得に20%の算定率（被用者の場合は30%）を乗じて計算する。この算定率が実際の保険料率と異なることからもわかるように、拠出方式における拠出総額は、実際に納付した保険料総額と必ずしも一致しない。また、拠出総額は保険料賦課報酬ないし所得に基づくものであるため、拠出方式においても、年金額は間接的に報酬ないし所得に比例する。

年齢（歳）	57	58	59	60	61	62	63	64	65
転換指數（%）	4.720	4.860	5.006	5.163	5.334	5.514	5.706	5.911	6.136

#### (ii) 報酬方式・混合方式

報酬方式が適用されるのは、1995年12月31日までに、18年以上保険料納付期間がある者である<sup>7</sup>。この報酬方式は、年金受給前の一定期間

<sup>7</sup> プロジェクト労働者は1993年、専門労働者は1995年の年金改革によって被保険義務が拡張され、それ以降の加入者しかいないため、報酬方式の適用を受ける可能性はない。

の年報酬ないし年所得<sup>8</sup>に保険料納付年数（最高 40 年）を乗じて算出した額に、さらに支給率（原則 2%）を掛けて年金額を計算する。これに対して、1995 年 12 月 31 日の時点で保険料納付期間が 18 年に満たない場合は、同時点までの保険料納付期間については報酬方式で算定し、1996 年 1 月 1 日以降の保険料納付期間に関しては拠出方式で計算する混合方式が適用される。

報酬方式において、現役時代の平均報酬の参照期間は、保険料納付期間の长短によって異なる。1992 年 12 月 31 日の時点で、保険料納付期間が 15 年未満の場合（この場合は、必然的に混合方式が適用される）、年金受給前の 10 年間分だけを計算の基礎とする（なお、この場合の被用者は 5 年間分）。1992 年 12 月 31 日の時点で、保険料納付期間が 15 年以上ある場合は、受給時に応じて 10 年から 15 年となる（被用者は 5 年から 10 年）。

この報酬方式の場合、自営業者と被用者とで報酬が同じ場合、保険料負担の差は受給する年金額に反映されない。

---

<sup>8</sup> 農業分野の自営業者に関しては、4 段階のみなし所得を用いる。

## 第4章 アメリカの自営業者の年金制度

関 ふ佐子

### 1. はじめに

本章では、まず2において、アメリカで行った実態調査の全体像について報告する。次に3で、実態調査の前提ともなるアメリカの年金制度の概要を説明する。そして4で、実態調査の結果明らかになった、アメリカの自営業者と年金をめぐる状況や本研究の今後の課題を整理する。ただし、そこでの説明は主にインタビュー調査によって得られた知識による。その裏付けは、未だ文献などから確認しておらず、この情報がどれだけ確かなものか定かではない。こうした実態調査の成果の整理および検証は、次年度以降の課題としたい。最後に5では、上記の文献をもとにした研究の成果である、自営業者の年金制度を理解する上で不可欠な、アメリカの年金制度の全容を説明する。とりわけ、年金制度のなかでも中核を担う公的年金制度、老齢・遺族・障害保険（OASDI）、それも老齢年金に焦点をあてて検証する。

### 2. アメリカでの実態調査

ペンシルベニア州のピッツバーグ（Pittsburgh）、ニューヨーク州のニューヨーク（New York）、カリフォルニア州のクレアモント（Claremont）およびロサンゼルス（Los Angeles）を訪問し、本研究課題に詳しい研究者や実務家にインタビューを行った。

この調査では、年金受給者、とりわけ自営業者がどのような年金生活を送っているか、その実態の全体像を探ることに主眼をおいた。

#### （1）ピッツバーグ

##### ○ インタビュー先

- Lawrence A Frolik (JD, Professor of Law)<sup>1</sup>

University of Pittsburgh School of Law

---

<sup>1</sup> Lawrence A Frolik 教授について<<http://www.law.pitt.edu/faculty/profiles/frolikl.php>>参照。